

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月12日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第11号

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例

寒川町印鑑条例(昭和51年寒川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第3条第3項中「記録」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))が」に改める。

第7条第1項第5号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))」を削る。

第11条第1項第5号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。